変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	Ⅰ-5. .評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	国保健康推進担当課長　吉川　公久	国保健康推進担当課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	Ⅰ-5. .評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	認知症支援・介護予防担当課長　關　靖子	認知症支援・介護予防担当課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	【基礎】Ⅳ　リスク対策	（なし）	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅰ-4. .情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,94,117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項（93,94の項） 札幌市個人番号利用条例　第4条	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項（93,94の項） 札幌市個人番号利用条例　第4条	事後	番号法改正に伴う変更。
令和2年11月24日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何人か 　1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 　平成27年3月31日時点	評価対象の事務の対象人数は何人か 　1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 　令和2年5月21日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
令和2年11月24日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 　500人未満 いつの時点の計数か 　平成27年6月1日時点	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 　500人未満 いつの時点の計数か 　令和2年5月21日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
令和4年9月1日	Ⅰ－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。